

里親委託児童等に係る障害福祉サービス等の措置の取扱い

1 考え方

里親又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者（以下「里親等」という。）に委託されている児童、児童養護施設に入所している児童及び乳児院に入所している児童（以下「里親委託児童等」という。）については、措置決定を受けていることにより障害福祉サービス等の支給決定ができないため、障害福祉サービス等の措置決定を行う。

なお、移動支援については、里親等に委託されている児童に限り、利用者負担を免除して支給決定を行う。

2 対象者及び対象サービス

	対象者	対象サービス
(1)	里親等に委託されている児童	障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、生活介護、短期入所、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）、障害児通所支援及び移動支援
(2)	児童養護施設に入所している児童	障害福祉サービス（就労移行支援及び就労継続支援に限る。）及び障害児通所支援
(3)	乳児院に入所している児童	障害児通所支援

3 手続きの流れ

(1) 申出書の提出

里親等、児童養護施設代表者又は乳児院代表者は、区保健福祉部に障害福祉サービス等利用申出書兼移動支援支給申請書（様式 1）を提出する。

(2) 決定通知

ア 障害福祉サービス及び障害児通所支援

区保健福祉部は、里親等、児童養護施設代表者又は乳児院代表者あてに措置決定通知書を送付し、併せて利用先事業者あてにも措置決定通知書を送付する（受給者証は交付されない。）。

イ 移動支援

区保健福祉部は、里親等あてに支給決定通知書及び受給者証を送付する。

4 措置費用

(1) 障害福祉サービス

ア 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）」に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。）

イ 特定費用

「障害者自立支援給付費の国庫負担について」（平成21年5月11日付け厚生労働省発障第0511002号厚生労働事務次官通知）別紙「障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱」別表1「5 やむを得ない事由による措置」の3に掲げる食費（530円／食を上限とした実費）

(2) 障害児通所支援

ア 「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）」に基づき算定される額及び「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」第21条の5の28第2項に規定する肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法により算定した額

イ 「児童福祉法施行規則（昭和23年厚生労働省令第11号）」第18条の2に規定する通所特定費用

(ア) 食事の提供に要する費用

(イ) 日用品費

(ウ) その他障害児通所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの（おやつ代等）

※ (ア)及び(イ)は放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を除く。

(ウ)は保育所等訪問支援を除く。

5 請求の流れ

(1) 請求書類の提出

事業者は、原則、サービス提供月の翌月10日までに、その措置費の種別に応じて、以下の書類を措置区の保健福祉部に提出する。

ア 障害福祉サービス措置費

(ア) 障害福祉サービス措置費請求書（様式8）

(イ) 障害福祉サービス措置費明細書（様式9）

(ウ) サービス提供実績記録票の写し

イ 障害児通所給付措置費

(ア) 障害児通所給付措置費請求書（様式10）

(イ) 障害児通所給付措置費明細書（様式11）

(ウ) サービス提供実績記録票の写し

ウ 障害福祉サービス措置費・障害児通所給付措置費共通

(ア) 口座振込（変更）依頼書（様式12）

※ 初回請求時のみ。ただし、内容に変更が生じる場合は都度再提出する。

(イ) 委任状（様式13）

※ 事業者の代表者が、設置する事業所の管理者等に請求及び受領を委任する場合、委任後の初回請求時及び毎会計年度の初め（4月請求時）に提出する。

(2) 支払い

区保健福祉部は、請求のあった月の翌月末までを目途に支払う。なお、支払に関する通知は行わないため、入金の有無は振込口座を確認すること。